

那覇市固定資産税の減免取扱基準

(令和5年改正)

平成14年1月22日部長決裁

平成15年3月31日部長決裁(一部改正)

平成16年6月17日部長決裁(一部改正)

平成17年5月18日部長決裁(一部改正)

平成21年12月2日部長決裁(一部改正)

平成23年1月26日部長決裁(一部改正)

平成24年7月17日部長決裁(一部改正)

平成26年3月18日部長決裁(一部改正)

平成30年3月28日部長決裁(一部改正)

令和2年3月12日部長決裁(一部改正)

令和3年3月24日部長決裁(一部改正)

令和4年3月25日部長決裁(一部改正)

令和5年3月31日部長決裁(一部改正)

<目次>

第1章 総則

- 第1 趣旨・・1 ページ
- 第2 減免の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ

第2章 減免の対象

- 第1 減免の対象資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ
- 第2 減免の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ページ

第3章 減免の基準

- 第1 貧困減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ページ
- 第2 公益減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 第3 災害減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 第4 その他減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ

第4章 減免率、減免税額の算出方法等

- 第1 納期限に係る減免処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ページ
- 第2 減免率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 ページ
- 第3 減免税額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ

第5章 減免の申請及び決定の手続き

- 第1 減免の申請者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ
- 第2 減免の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ
- 第3 減免の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ページ
- 第4 減免の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ページ
- 第5 減免事由の消滅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ページ
- 第6 減免の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ページ
- 第7 関係書類の整理及び保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ

付則

第1章 総則

第1 趣旨

この基準は、地方税法(昭和25年法律第226号)第367条、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号。以下「条例」という。)第71条及び那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)第11条の規定に基づき、固定資産税の減免の取り扱いに関し、その基準となる事務処理の方法について定め、事務の的確な運用を図るものとする。

第2 減免の意義

減免は、納税義務者の個々の具体的実情に着目し、いったん課税権を行使した税についてその税額の一部又は全部を軽減又は免除するものであり、単に形式的な理由で税の負担を一律かつ無条件に減免するものではない。

第2章 減免の対象

第1 減免の対象資産

減免の対象となる固定資産は、次の各号に掲げる減免の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 貧困減免(条例第71条第1項第1号に規定するもの)

貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産

イ 前号に準ずると認められるものでその他の公的扶助を受けている者が所有する固定資産

(2) 公益減免(条例第71条第1項第2号に規定するもの)

公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)

ア 集会所の土地及び家屋

イ 遊び場、公園、緑地等の土地

ウ 拝所、共同井戸等の土地及び家屋

エ 私道

オ アーケード、電飾、街灯等

カ 「沖縄県文化財保護条例」および「那覇市文化財保護条例」により指定された文化財

(3) 災害減免(条例第71条第1項第3号に規定するもの)

市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産

(4) その他減免(条例第71条第1項第4号に規定するもの)

前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認める固定資産

ア 特定非営利活動法人で収益事業を行わない者が所有する償却資産

イ 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産

ウ 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産

エ 普通公衆浴場の家屋及び償却資産

オ 相続税法(昭和25年法律第73号)第41条の規定により物納された固定資産

カ 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産

キ 市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産(公益的活動の用に供するものに限る)で、収益事業を行わない部分にかかるもの

ただし、当該資産の利用等により得られる収益が、公益上の制約により管理運営等に要する経費程度のものにあつては、この限りでない。

ク 公共事業のために移転補償又は買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの

ケ 賦課期日において、地方税法の規定により非課税とされている病院等に付設された看護師宿舎に係る固定資産で、その本来の用に供し、看護師の負担が無償若しくは実費程度以下のもの

コ 市の施行する土地区画整理事業の実施に伴い、利用制限を受ける土地等で、別表2に定めるもの

サ 連帯納税義務者の一人がその持分に係る固定資産税について貧困減免の適用を受けた固定資産

シ その他

第2 減免の対象者

減免の対象となる者は、減免の対象資産に係る固定資産税の納税義務者とする。

第3章 減免の基準

第1 貧困減免

「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」とは、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じ、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

(1) 生活保護法の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産

生活保護法第11条第1項各号に規定する保護を受けている者で、その認定は保護証明書により行う。

(2) 前号に準ずると認められるものでその他の公的扶助を受けている者が所有する固定資産

- ア 前号に準ずると認められるものとは、その他の公的扶助を受けなければ生活保護法に規定する扶助を受ける程度の困窮状態にある者をいう。
- イ その他の公的扶助とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等の扶助をいう。
- ウ その他の公的扶助を受けているか否かの認定は、その事実を証明する書類の添付を受けて行う。

第2 公益減免

「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」とは、その資産が不特定多数の使用又は利用のために現に供され、公共の利益の増進が図られていると市長が認めるもので、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。なお、有料で使用するとは、当該資産の貸借が有料(清掃等維持管理に要する経費程度のもをを除く。)でなされていることをいい、認定は、使用規則、契約書等の添付を受けて行う。

(1) 集会所の土地及び家屋

自治会等の住民団体が直接その本来の用務(事務所、集会所等)に使用するほか、地域社会に奉仕している施設及びその敷地をいう。ただし、管理人の居室及び一般の住宅等と同様の使用状態にあるものは、減免の対象としない。

(2) 遊び場、公園、緑地等の土地

地域又は不特定多数の者に開放又は提供された遊び場、公園、緑地その他公益のために供していることが明らかな土地で、樹木、柵その他これに類するもので区画され、管理、使用状況が適正であると市長が認めるものをいう。

(3) 拝所、共同井戸等の土地及び家屋

地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの

(4) 私道

2棟が利用する私道で、所有者がその使用について何らの制約を設けず、容易にその用途が変更され得ないと判断され、かつ、所有者が利用していないもの

(5) アーケード、電飾、街灯等

商店組合等が公共の用に供する道路上に設置したもの

(6) 「沖縄県文化財保護条例」および「那覇市文化財保護条例」により指定された文化財

沖縄県教育委員会および那覇市教育委員会が、上記文化財保護条例により指定した文化財で、土地および家屋とその敷地

第3 災害減免

「市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」の減免は、自治事務次官通知(平成12年4月1日付「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」)の第3・2・(2)により取り扱うものとし、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 被災した固定資産の減免は、損害の程度に応じ次に掲げる減免対象割合により認定する。

	土地	家屋	減免対象割合
損害の程度	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上である場合	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合、又は復旧不能の場合	10/10
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満である場合	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じた場合	8/10
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満である場合	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じた場合	6/10
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満である場合	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じた場合	4/10

(2) 農作物だけに損害を受けた農地については、土地に対する減免に準じ認定する。

(3) 償却資産については、家屋に対する減免に準じ認定する。

(4) 損害の程度は、土地にあっては一体として利用される部分、家屋にあっては一棟、償却資産にあっては同一事業所に所在する資産ごとに認定する。

第4 その他減免

当章第1から第3に規定するもののほか、特別の事由がある固定資産とは、次の各号に掲げるものの種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

- (1) 特定非営利活動法人で収益事業を行わない者が所有する償却資産
- (2) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産

家屋及び償却資産が火災等により、滅失又は甚大な被害を受けたものをいい、被災の認定は、災害減免に準ずるものとする。

(3) 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産

土砂崩れ等の危険による避難の勧告又は指示に基づく避難により、3月を超えて使用できない固定資産

(4) 普通公衆浴場の家屋及び償却資産

自治省税務局固定資産税課長通知(平成10年4月1日付け「公衆浴場に係る固定資産税の軽減措置について」及び平成12年4月1日付け「公衆浴場に係る固定資産税の取扱いについて」)に該当する普通公衆浴場

(5) 相続税法の規定により物納された固定資産

相続税法の規定により租税に代わり物納された固定資産

(6) 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産

無償による譲渡の場合は、所有権移転登記が完了したものと、無償で貸し付けられた場合は、契約が締結され、かつ、事実上の引き渡しを完了したものとする。この場合においては、翌年度の非課税措置が講じられるまでの未到来納期限に係る分について減免するものとする。

(7) 市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産(公益的活動の用に供するものに限る)で、収益事業を行わない部分にかかるもの

ただし、当該資産の利用等により得られる収益が、公益上の制約により管理運営等に要する経費程度のものにあつては、この限りでない。

該当する資産は別表1-1に掲載する。

(8) 公共事業のために移転補償又は買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 賦課期日までに文書による契約を完了したもの

イ 賦課期日の年の3月末までに、取り壊した家屋又は所有権の移転登記を完了した土地及び家屋

(9) 賦課期日において、地方税法の規定により非課税とされている病院等に付設された看護師宿舎に係る固定資産で、その本来の用に供し、看護師の負担が無償若しくは実費程度以下のもの

(10) 市の施行する土地区画整理事業の実施に伴い、利用制限を受ける土地等で、別表2に定めるもの

(11) 連帯納税義務者の一人がその持分に係る固定資産税について貧困減免の適用を受けた固定資産

(12) その他 当章第1から第3及び前各号に準ずると認められるもので、市長が認めるもの

第4章 減免率、減免税額の算出方法等

第1 納期限に係る減免処理

納期限に係る減免税額の処理は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 当該賦課年度に属する減免税額のうち、固定資産税減免申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の提出があった日(以下「申請日」という。)以後の未到来納期限に係るものに適用する。
- (2) 申請日以後の未到来納期限に係る減免税額が、すでに納付されている場合は、当該納付された減免税額相当額を還付するものとする。
- (3) 納期限は、納税通知書に記載された期日とする。

第2 減免率

減免対象資産の種類による減免の率(以下「減免率」という。)は、次のとおりとする。

減免の種類	対象資産	減免率
1 貧困減免	(1) 生活保護法の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産	10/10
	(2) その他の公的扶助を受けている者が所有する固定資産	5/10
2 公益減免	(1) 集会所の土地及び家屋	10/10
	(2) 遊び場、公園、緑地等の土地	
	(3) 拝所、共同井戸等の土地及び家屋	
	(4) 私道	
	(5) アーケード、電飾、街灯等	
	(6) 沖縄県教育委員会および那覇市教育委員会 が指定した文化財で、土地および家屋とその敷地	
3 災害減免	(1) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	10/10

4 その他減免	(1) 特定非営利活動法人で収益事業を行わない者が所有する償却資産	10/10
	(2) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産	
	(3) 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産	
	(4) 普通公衆浴場の家屋及び償却資産	2/3
	(5) 相続税法の規定により物納された固定資産	10/10
	(6) 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産	
	(7) 市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産(公益的活動の用に供するものに限る)で、収益事業を行わない部分にかかるもの ただし、当該資産の利用等により得られる収益が、公益上の制約により管理運営等に要する経費程度のものにあつては、この限りでない。	10/10から 5/10を下回らない範囲とする
	(8) 公共事業のために移転補償又は買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの	10/10
	(9) 賦課期日において、地方税法の規定により非課税とされている病院等に付設された看護師宿舎に係る固定資産で、その本来の用に供し、看護師の負担が無償若しくは実費程度以下のもの	
	(10) 土地区画整理事業に伴う固定資産で、別表2に定めるもの	別表2に定めるとおり
	(11) 連帯納税義務者の一人がその持分に係る固定資産税について貧困減免の適用を受けた固定資産	一人に対して適用した減免額の10/10
	(12) その他	原則として10分の5を超えない範囲とする

第3 減免税額の確定

1 減免税額の算定は、次の方法により減免対象資産ごとに算出する。

減免税額＝減免対象資産の年税相当額×減免対象割合×減免率

ア 減免対象資産の年税相当額とは、土地にあつては減免対象となる一筆ごとの、家屋にあつては減免対象となる一棟ごとの、償却資産にあつては減免対象となる同一事業所内の償却資産ごとの課税標準額の合計額に100分の1.4を乗じて求めた額をいう。

イ 減免対象割合とは、土地にあつては、減免の対象となる一筆の地積に対する減免すべき地積の割合、家屋にあつては、減免の対象となる一棟の総床面積に対する減免すべき床面積の割合、償却資産にあつては、減免の対象となる同一事業所に所在する資産に対する減免すべき資産の割合をいう。

ウ 減免率とは、第2に規定する減免率をいう。

2 前項の減免税額の算出における端数処理は、別に定める減免税額算出明細に基づき行うものとする。

なお、当該端数処理は現行システムにより自動計算される。

第5章 減免の申請及び決定の手続き

第1 減免の申請者

申請のできる者は、第2章第2に規定する減免の対象者又は納税管理人とする。ただし、契約又はその他の事情により、真にやむを得ないと市長が認める者に限り、減免の対象者に代わって代理の申請を認めるものとする。

第2 減免の申請

1 減免を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類のうち当該減免に関し市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ただし、第2章第1第4号サを適用する場合は、同第1号の貧困減免の適用を受ける者の申請書が提出されたことをもって、他の連帯納税義務者の申請書が提出されたものとみなす。

- (1) 納税通知書の写し
- (2) 生活保護受給証明書
- (3) 生活状況調書(第1—2号様式)
- (4) 案内図、公図の写し、家屋平面図、配置図等
- (5) 利用・使用状況説明書、使用規則、契約書等
- (6) 定款、寄附行為、会則、設立認可書等
- (7) 収支計算書、財産目録等

(8) その他の参考資料

- 2 市長は、第2章第1第1号ア、同第2号並びに同第4号ア、エ、カ、及びキに規定する固定資産のうち、前年度において減免決定を行ったもので、現年度において減免事由及び対象資産に変更がないものについては、前項各号の書類を省略することができる。
- 3 市長は、前年度において減免決定を受けた者について、条例第71条第1項第2号に該当する固定資産に係る最初の減免を行った年度以降の減免については、当該年度において当該固定資産の減免事由、固定資産の利用状況及び所有者に変更がないと確認できた場合に限り、申請を省略して減免することができる。

なお、市長は、申請を省略して減免した資産について、必要と認めるときは、1項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

第3 減免の審査

市長は、申請書の提出があったときは、次に掲げるところにより審査を行うものとする。

- (1) 申請事項に関し速やかに現地調査を行い事実確認する。
- (2) 減免は、第3章に掲げる基準により審査する。
- (3) 減免は、申請日の状態において審査する。

第4 減免の決定

- 1 市長は、第3の審査結果に基づき、減免の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、減免の可否の決定を行ったときは、固定資産税減免決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

第5 減免事由の消滅

- 1 減免決定通知書を受けた者は、減免事由が消滅したときは、直ちに固定資産税減免事由消滅申告書(第3号様式。以下「消滅申告書」という。)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、減免事由の消滅の日の属する年度の4月から消滅の日の属する月の前の月まで、月割りで減免することができる。この場合において、消滅の日が明らかでないときは、消滅申告のあった日を消滅の日とみなすものとする。
- 3 市長は、消滅申告書の提出があったときは、その内容を審査し、固定資産税減免取消通知書(第4号様式)により、当該申告者に通知するものとする。

第6 減免の取消

- 1 決定通知書を受けた者が次のいずれかに該当する場合、市長は、当該減免の決定を取り消すことができる。
 - (1) 減免事由が消滅しているにもかかわらず消滅申告書を提出しない者
 - (2) 偽りその他不正な手段により減免を受けた者

- (3) 減免資産の使用実態に変更があるにもかかわらず、その旨の申告を行わない者
- 2 市長は、前項の規定により減免の決定を取り消すときは、固定資産税減免取消通知書により通知するものとする。

第7 関係書類の整理及び保存

市長は、次に掲げるところにより関係書類を整理し、及び保存するものとする。

- (1) 申請書又は消滅申告書の提出があったときは、その受付年月日及び担当者等の処理経過を明確にするため、固定資産税減免処理簿(第5号様式)に所要事項を記載する。
- (2) 申請書及び消滅申告書等は、決議書とともに減免申請書等つづりとして保管する。
- (3) 固定資産税減免処理簿及び減免申請書等つづりの文書保存年限は、5年とする。

付 則(平成14年1月22日 税務部長決裁)

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度課税分から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3章第4-(8)に規定する減免の基準は、平成15年度課税から適用し、それまでの間は「公共事業の施行に伴う買収物件(土地・家屋)に係る減免について」(平成12年2月2日資産税課長発職員宛事務連絡)によるものとする。
- 3 学校法人等(私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人をいう。)以外のものが設置する専修学校及び各種学校の用に供する固定資産については、平成17年度まで次表のとおり減免する。

減免対象資産	年度	減免率
学校法人等以外のものが設置する専修学校及び各種学校で、設置者が所有し、教育の用に供する固定資産	平成14年度	8/10
	平成15年度	6/10
	平成16年度	4/10
	平成17年度	2/10

- 4 返還軍用地に係る減免については、当分の間従前の例により行うものとする。

付 則(平成15年3月31日税務部長決裁)

この基準は、平成15年度課税分から適用する。

付 則(平成17年5月18日財務部長決裁)

この基準は、平成17年度課税分から適用する。

付 則(平成21年12月2日企画財務部長決裁)

この基準は、平成21年12月2日から適用する。

付 則(平成23年1月26日企画財務部長決裁)

この基準は、平成23年1月26日から適用する。

付 則(平成24年7月17日企画財務部長決裁)

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

付 則(平成26年3月18日企画財務部長決裁)

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

付 則(平成30年3月28日企画財務部長決裁)

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和2年3月12日企画財務部長決裁)

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和3年3月24日企画財務部長決裁)

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

付 則(令和4年3月25日企画財務部長決裁)

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

付 則(令和5年3月31日企画財務部長決裁)

この基準は、令和5年4月1日から適用する。